

令和6年7月31日判決言渡

令和6年（行ケ）第10032号 審決取消請求事件

口頭弁論終結日 令和6年6月17日

判 決

原 告	X
同訴訟代理人弁理士	奥 町 哲 行
被 告	特 許 庁 長 官
同 指 定 代 理 人	大 塚 正 俊
同	大 島 康 浩
同	真 鍋 伸 行
主 文	

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

特許庁が不服2023-6676号事件について令和6年2月26日にした審決を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 特許庁における手続の経緯等（当事者間に争いが無い。）
 - (1) 原告は、令和3年12月17日、別紙1の構成からなる商標（本願商標）について、第44類「歯科医業」その他を指定役務として（令和4年7月28日付け手続補正書による補正後の指定役務は別紙2記載のとおりである。）、登録出願をした（商願2021-157884号）。
 - (2) 原告は、令和5年3月14日付けで拒絶査定を受けたため、同年4月23

日、拒絶査定不服審判を請求した。

特許庁は、上記請求を不服2023-6676号事件として審理を行い、令和6年2月26日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決（本件審決）をし、その謄本は同年3月7日原告に送達された。

(3) 原告は、令和6年4月2日、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

2 本件審決の理由の要旨

(1) 本件審決の理由の骨子は、本願商標は、本願の出願日前の商標登録出願に係る登録商標である別紙3の引用商標1、2（包括して「引用商標」ということがある。）と類似する商標であり、本願商標の指定役務と引用商標の指定役務は同一又は類似の役務を含むから、本願商標は、商標法4条1項11号に該当し、登録することができないというものである。

(2) 本願商標と引用商標の類似性に関する本件審決の判断の要旨は、下記のとおりである。

ア 本願商標の図形部分（本願図形部分）と本願商標の文字部分（本願文字部分）は、間隔を空けて配置されており、視覚上分離して看取され得るものであって、称呼や観念における関連性もないから、それぞれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものとはいえない。

本願文字部分は、本願の指定役務との関係において、役務の質等を表示するものでもないから、医院の名称を表すものとして、役務の出所識別標識としての機能を十分に発揮し得る要部といえる。

そうすると、本願商標は、その要部である本願文字部分から、「アイデンタルクリニック」の称呼を生じ、特定の観念は生じない。

イ 引用商標1は、図形（引用1図形部分）の右側に、「アイデンタルクリニック」の片仮名（引用1上段文字部分）を横書きし、その下に、「W o n d

erful Smile For Everyone」の灰色の欧文文字(引用1下段文字部分)を横書きしてなるところ、各部分は、それぞれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものとはいえない。

引用1上段文字部分は、引用商標1の指定役務との関係において、役務の質等を表示するものでもないから、医院の名称を表すものとして、役務の出所識別標識としての機能を十分に発揮し得る要部といえる。

そうすると、引用商標1は、その要部である引用1上段文字部分の構成から、「アイデンタルクリニック」の称呼を生じ、特定の観念は生じない。

ウ 引用商標2は、図形(引用2図形部分)の右側に、「IDENTAL CLINIC」の欧文文字(引用2上段文字部分)を横書きし、その下に、「Wonderful Smile For Everyone」の灰色の欧文文字(引用2下段文字部分)を横書きしてなるところ、各部分は、それぞれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものとはいえない。

引用2上段文字部分は、引用商標2の指定役務との関係において、役務の質等を表示するものでもないから、医院の名称を表すものとして、役務の出所識別標識としての機能を十分に発揮し得る要部といえる。

そうすると、引用商標2は、その要部である引用2上段文字部分の構成から、「アイデンタルクリニック」の称呼を生じ、特定の観念は生じない。

エ 本願商標の要部である本願文字部分と引用商標1の要部である引用1上段文字部分とは、観念において比較することができないものの、外観において相紛らわしく、称呼を同一とするものであるから、本願商標と引用商標1は、役務の出所について誤認混同を生ずるおそれのある類似の商標といふべきである。

本願商標の要部である本願文字部分と引用商標2の要部である引用2上

段文字部分とは、観念において比較することができないものの、外観において相紛らわしく、称呼を同一とするものであるから、本願商標と引用商標2は、役務の出所について誤認混同を生ずるおそれのある類似の商標というべきである。

3 取消事由

商標法4条1項11号該当性の判断の誤り

第3 当事者の主張

1 原告の主張

(1) 本願商標と引用商標の類否について

ア 本願商標の分離観察の可否について

(イ) 本願図形部分と本願文字部分とは間隔を空けて配置されているが、この配置は、本願商標全体において上方における面積の大きな本願図形部分と下方における左右に長い本願文字部分とのバランスを考慮し、両部分が近接した詰まり感がないように、本願図形部分の中心部を頂点とし、本願文字部分の最初の文字と最後の文字が他の2頂点（本願文字部分全体で底辺）となるような、正三角形状に敢えて間隔を空けて全体として一体的に美しく配置されたものである。

本願図形部分に係る五つ葉を持つクローバーは、本願文字部分における「i」（小文字丸ゴシック体）を象形様に図形化したもので、その「iの上部点丸」が五つ葉のクローバーの葉の部分、「iの下部棒」が五つ葉のクローバーの茎の部分を表すように、外観において関連性がある。また、本願図形部分に係る五つ葉のクローバーは、本願文字部分における「i」のフリガナから表れる「アイ」が五つ葉のクローバーの花言葉の一つである「愛」・「愛情」と共通の発音及び意味内容を有する。

このように、本願図形部分と本願文字部分とは、外観における全体の配置の一体的なバランスのほか、称呼や観念における関連性があるから、

分離観察は不可能である。

- (イ) 仮に本願商標について分離観察が可能であったとしても、本願図形部分が本願商標の要部である。

上方中央部の濃厚な緑色（自然の葉の色）の五つ葉のクローバーの図形である本願図形部分は、その五つの葉を構成する部分だけでも下方底部の「i デンタルクリニック」を構成する各文字よりも縦横長さが約5倍（面積換算では約25倍）の大きさである。また、「i デンタルクリニック」の文字は無彩色の黒色であるのに対して、五つ葉のクローバーの図形は一般の取引者、需要者の非常に印象に残る鮮明な有彩色である。そうすると、上方中央部に大きく鮮明に彩色された五つ葉のクローバーの図形の方が、下方底部の小さく印象の低い「i デンタルクリニック」よりも、配置上の位置関係や、訴求力の差による圧倒的な存在感を示すものといえる。

他方、本願文字部分のうちの「デンタルクリニック」は、本願商標の指定役務（歯科医業等）との関係において単なる役務の提供の場所等を記述的に表示するものとして、自他役務の識別力を欠く。また本願文字部分のうちの「i」は、アルファベット一文字で識別力がない。そして、それらを単につなげた本願文字部分である「i デンタルクリニック」についても、取引者、需要者に対し役務の出所表示標識として強く支配的な印象を与えるものではない。実際に、「i デンタルクリニック」（アイデンタルクリニック、I DENTAL CLINIC）と称される歯科医院及びこれに類する歯科医院は、国内に数多く存在する（甲9、9の2）。

イ 引用商標の分離観察の可否について

- (ア) 引用商標1について

引用商標1は、その構成する各部分が間隔を設けて配置されているが、その間隔は非常に狭く、全体として淡い色彩の図形と文字で統一され、

引用 1 図形部分と引用 1 上段文字部分の一部がともに「アイ」と読むことができ、少なくとも称呼における関連性があり、分離観察が取引上不自然な程一体不可分に結合している。

また、外観に着目して観察した場合、引用 1 図形部分は、その外観において他の文字に比して、威厳・力強さを表す印象とともに躍動感を備えた極めて特徴のある形状を描出しており、その文字の大きさも引用 1 上段文字部分の「アイ デンタルクリニック」を構成する各文字よりも縦横長さが約 5～6 倍あり、文字を形成する線の太さについても、引用 1 上段文字部分の各文字の 4～6 倍ある。

このような引用商標 1 に接する取引者・需要者は、特徴のある 2 本の帯状の曲線図形である引用 1 図形部分の外観に強い印象を受け、これを記憶に留めるものといえる。そうすると、引用 1 図形部分が引用商標 1 の全体構成の中心部分をなす要部と捉える方が自然であり、「アイ」と「デンタルクリニック」との間に間隔と色の違いのある引用 1 上段文字部分が出所識別標識としての印象を与えるものとはいえない。

また、引用 1 下段文字部分も引用商標 1 の要部となり得る。引用 1 下段文字部分は、欧文字からは「ワンダフルスマイルフォーエブリワン」との称呼が生じ、かつ「みんなのための素晴らしい笑顔」程の観念が生じるころ、各文字の大きさ自体は小さいが、上記のような称呼・観念を生じ、「アイデンタルクリニック」に比して識別力を備え、要部となり得るものといえる。また、引用商標 1、2 の出願審査経過における商標法 4 条 1 項 1 1 号に基づく拒絶理由（甲 1 1）をみると、先願先登録商標として登録第 5 2 2 6 3 6 3 号（甲 1 3。以下「別件登録商標」という。）に類似すると認定されている。そして、引用商標 1、2 と別件登録商標それぞれの構成を比べると、共通するのは引用 1 下段文字部分の「Wonderful Smile For Everyone」のみである。このこと

からも引用 1 下段文字部分が識別力を有しないという本件審決の判断は誤りである。

(イ) 引用商標 2 について

引用商標 2 は、その構成する各部分が間隔を設けて配置されているが、その間隔は非常に狭く、全体として淡い色彩の図形と文字で統一され、引用 2 図形部分と引用 2 上段文字部分の一部がともに「アイ」と読むことができ、少なくとも称呼における関連性があり、分離観察が取引上不自然な程一体不可分に結合している。

また、外観に着目して観察した場合、引用 2 図形部分は、その外観において引用 1 図形部分と同様の極めて特徴のある形状を描出しており、その文字の大きさも引用 2 上段文字部分の「I DENTAL CLINIC」を構成する各文字よりも縦横長さが約 5～6 倍あり、文字を形成する線の太さについても、引用 2 上段文字部分の各文字の 4～6 倍ある。

このような引用商標 2 に接する取引者・需要者は、特徴のある 2 本の帯状の曲線図形である引用 2 図形部分の外観に強い印象を受け、これ記憶に留めるものといえる。そうすると、引用 2 図形部分が引用商標 2 の全体構成の中心部分をなす要部と捉えるほうが自然であり、「I」と「DENTAL CLINIC」との間に間隔と色の違いのある引用 2 上段文字部分が出所識別標識としての印象を与えるものとはいえない。

引用 1 下段文字部分と同じ引用 2 下段文字部分について、識別力を有しないとした本件審決の判断が誤りであることは前記(ア)のとおりである。

ウ 本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標とは、全体観察では、本願図形部分と、引用 1 図形部分及び引用 2 図形部分との相違に対応して、外観、称呼、観念のいずれにおいても大きく異なる。

また、本願商標と引用商標とは、本願文字部分と引用 1 上段文字部分及び引用 2 上段文字部分の称呼が共通するのみであり、その他に共通する部分はない。

そして、本願文字部分は、出所識別標識としての印象を与えるものではない部分であるから、その部分を共通するだけで、他に共通する部分がない本願商標と引用商標が類似するとはいえない。

(2) 本願商標の指定役務と引用商標の指定役務の類否について

本件審決の判断を争わない。

2 被告の主張

(1) 本願商標と引用商標の類否について

ア 本願商標の要部について

本願図形部分と本願文字部分は、それぞれ、視覚上分離、独立した印象を与えるものであって、かつ、称呼及び観念における関連性も見いだせないものであるから、それぞれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものとはいえないし、ほかに各構成部分を常に一体のものとしてのみ観察しなければならない特段の事情も見いだせない。

本願商標の指定役務の需要者は、いかなる植物などを図案化したものであるか一見して明確に認識できるものではない本願図形部分にまず着目するというよりは、本願商標の構成中に顕著に表された読みやすい語句であって、かつ、他のサービスと区別する目印として着目する度合いが高いといえる「歯科医院の名称」を表してなることを連想させる本願文字部分により一層着目し、当該文字（語句）より生ずる称呼によって、取引に当たるのが自然であるといえることから、本願図形部分と比して、本願文字部分が、役務の出所識別標識としてより強く支配的な印象を与えるものといえる。

そうすると、本願商標は、本願文字部分を要部として取り出し、これと引用商標を比較して商標そのものの類否を判断することも、許されるというべきである。

イ 引用商標の要部について

(ア) 引用商標 1 について

引用 1 図形部分、引用 1 上段文字部分及び引用 1 下段文字部分の各部分は、間隔を空けて配置されていること、それぞれの高さが大きく異なること、図形と文字の違い、構成文字の文字種、書体、大きさが異なることからすれば、これらは視覚上分離、独立した印象を与えるものであって、かつ、称呼や観念における関連性も見いだせないものであるから、それぞれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものとはいえないし、ほかに各構成部分を常に一体のものとしてのみ観察しなければならない特段の事情も見いだせない。

また、引用商標 1 の指定役務の需要者は、欧文字の「I」の筆記体をモチーフにしたとおぼしき図形からなると認識され、特定の称呼や観念が生じない引用 1 図形部分や、宣伝広告や企業理念・経営方針等を表す際に一般的に使用される語句である引用 1 下段文字部分にまず着目するというよりは、引用商標 1 の構成中に顕著に表された読みやすい語句であって、かつ、他のサービスと区別する目印として着目する度合いが高いといえる「歯科医院の名称」を表してなることを連想させる引用 1 上段文字部分に、より一層着目し、当該文字(語句)より生ずる称呼によって、取引に当たるのが自然であるといえることから、引用 1 図形部分及び引用 1 下段文字部分と比して、引用 1 上段文字部分が、役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものといえる。

(イ) 引用商標 2 について

引用 2 図形部分、引用 2 上段文字部分及び引用 2 下段文字部分の各部

分は、引用商標 1 について述べたと同じ理由により、それぞれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものとはいえないし、ほかに各構成部分を常に一体のものとしてのみ観察しなければならない特段の事情も見いだせない。

また、引用商標 2 の指定役務の需要者は、引用 1 図形部分と同様特定の称呼や観念が生じない引用 2 図形部分にまず着目するというよりは、引用商標 2 の構成中に顕著に表された読みやすい語句であって、かつ、他のサービスと区別する目印として着目する度合いが高いといえる「歯科医院の名称」を表してなることを連想させる引用 2 上段文字部分に、より一層着目し、当該文字（語句）より生ずる称呼によって、取引に当たるのが自然であるといえることから、引用 2 図形部分及び引用 2 下段文字部分と比して、引用 2 上段文字部分が、役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものというべきである。

ウ 本願商標と引用商標の類否について

(ア) 本願商標と引用商標 1 について

本願商標の要部である本願文字部分と、引用商標 1 の要部である引用 1 上段文字部分とは、観念において比較することができないものの、外観において相紛らわしく、称呼を同一とするものであるといえることから、その外観、称呼及び観念等によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、本願商標と引用商標 1 は、役務の出所について誤認混同を生ずるおそれのある類似の商標というべきである。

(イ) 本願商標と引用商標 2 について

本願文字部分と引用 2 上段文字部分とは、観念において比較することができないものの、外観において相紛らわしく、称呼を同一とするものであるといえることから、その外観、称呼及び観念等によって、取引者、

需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、本願商標と引用商標 2 は、役務の出所について誤認混同を生ずるおそれのある類似の商標というべきである。

(2) 本願商標の指定役務と引用商標の指定役務の類否について

本願商標の指定役務と、引用商標の指定役務とは、類似する。

第 4 当裁判所の判断

1 取消事由（商標法 4 条 1 項 1 1 号該当性の判断の誤り）について

(1) 商標法 4 条 1 項 1 1 号に係る商標の類否は、同一又は類似の商品又は役務に使用された商標が、その外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して、その商品又は役務に係る取引の実情を踏まえつつ全体的に考察すべきものである。このことは、複数の構成部分を組み合わせた結合商標と解されるものであっても、基本的に異なるものではないが、①商標の構成部分の一部が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、②それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合、③商標の外観等に照らし、商標全体としての構成上の一体性が希薄で、取引者、需要者がこれを分離して理解・把握し、その一部を略称等として認識する結果、当該構成部分が独立した出所識別標識としての機能を果たすと考えられる場合などには、商標の構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することが許されるというべきである。

(2) 本願商標について

ア 本願商標の全体としての構成

本願商標は、中央部に白い斑紋様の模様の入った緑色の 5 枚の葉と茎からなる本願図形部分の下側に、「i デンタルクリニック」の文字を横書きし、「i」の文字の上には小さく「アイ」の文字を横書きに配した本願文字

部分からなる結合商標である。

本願図形部分と本願文字部分は間隔を大きく開けて配置されており、その間隔は、本願文字部分中かな文字の高さに比して5倍程度、ローマ字「i」とその読み仮名「アイ」の文字を含めた高さと同じである。

このような外観に照らし、本願商標は、商標全体としての構成上の一体性は希薄であるというべきである。

イ 本願図形部分について

本願図形部分は何らかの葉を表すものであり、白い斑紋様の模様があることから、クローバー（シロツメクサ）と理解する余地はあるものの、クローバーが通常三つの葉を有するもので（学名「トリフォリウム」は「三つの葉」の意である。乙17）、四つ葉のクローバーがその出現率が10万分の1とも（乙17）、1万分の1とも（乙18）いわれることから幸運の象徴とされ、さらに、五つ葉のクローバーの出現率は100万分の1とされ（乙17、18）、乙17のまとめサイトの管理者も、「『四つ葉』だけでなく、『五つ葉』まであることには驚きでした。」としていることに鑑みても、一般の取引者・需要者において、本願図形部分が五つ葉のクローバーと理解するのは困難であり、いかなる植物の葉を図案化したものか明らかとはいえない。

一般に、文字商標の装飾として草花のイラストが添えられることは珍しくないところ、本願図形部分はそのようなものと大差ないと考えざるを得ず、本願図形部分は、それ自体、出所識別標識としての称呼及び観念を生じないものというべきである。

ウ 本願文字部分について

本願文字部分中「i」の欧文字は英語アルファベットの第9字であり（乙6、9）、「i」の欧文字部分の上に配された「アイ」の文字が、同欧文字部分の読み仮名（ルビ）を表したものであることは明らかであるから、本願

文字部分からは「アイデンタルクリニック」の称呼が生ずる。

そして、「デンタルクリニック」の文字が「歯科医院」の意味を有する外来語であることは、現在の日本における英語の普及度合からみて、一般的に理解されているものと解され（乙7、14、15）、任意の文字と合わせて、歯科医院の名称の一部として実際に使用されている実情にある（乙8、16）。「デンタルクリニック」の文字に関する上記使用の実情から、本願文字部分は、歯科医院の名称を連想させるものの、本願文字部分全体として一般の辞書等に掲載されているものではなく、具体的な意味合いを認識させるものであるとはいえない。また、本願商標の指定役務である「歯科医療」等の需要者は、その役務における他のサービスと区別する目印として、その提供者に係る歯科医院等の名称に着目してそのサービスの選択に当たることが一般的と解され、本願商標に接する需要者は、いかなる植物を図案化したものか自体明らかでない本願図形部分に着目するのではなく、「歯科医院の名称」を表していると考えられる本願文字部分に、より一層着目し、当該文字（語句）より生ずる称呼によって、取引に当たるのが自然であるといえる。

エ 本願商標の要部

以上に認定したところに鑑みれば、本願図形部分からは出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められ、また、本願図形部分と本願文字部分は間隔を大きく開けて配置されており、商標全体としての構成上の一体性が希薄で、取引者、需要者がこれを分離して理解・把握し、本願文字部分から生ずる称呼によって取引に当たる結果、本願文字部分が独立した出所識別標識としての機能を果たすということが出来るから、本願文字部分が本願商標の要部に当たるといふべきである。

オ 原告の主張について

(ア) 原告は、本願商標は、本願図形部分の中心部を頂点とし、本願文字部

分の最初の文字と最後の文字が他の2頂点となるような、正三角形状に間隔を空けて配置されたものであり、外観における全体の配置の一体的なバランスがあり、また、本願図形部分は、本願文字部分における「i」を象形様に図形化したもので、本願図形部分に係る五つ葉のクローバーの花言葉の一つである「愛」・「愛情」と、本願文字部分における「i」のフリガナ「アイ」とに称呼や観念における関連性があるから、本願商標について分離観察するのは不相当である旨主張する。

しかし、本願商標に、本件図形部分の一番上でなく中心部が頂点である正三角形の存在を認識するような手がかりは何ら存在しない。

また、原告は、本願図形部分について、「iの上部点丸」が五つ葉のクローバーの葉の部分、「iの下部棒」が五つ葉のクローバーの茎の部分を表すというのであるが、本願図形部分の大きな葉の部分が「iの上部点丸」に当たり、これと接着して小さく横に伸びる茎の部分が「iの下部棒」に当たるというのは、「i」の欧文字の構造（上部点丸が下部棒に比べ小さく、両者は分離しており、下部棒が直立している。）に鑑み無理があるというほかなく、本願図形部分が「i」の図形化であるとは認められない。また、五つ葉のクローバー自体一般に認識されていると認められないことは上述のとおりであるから、ましてその花言葉が一般に認識されているともいえない。原告の主張は採用できない。

(イ) また、原告は、本願文字部分のうちの「デンタルクリニック」は、本願商標の指定役務との関係において単なる役務の提供の場所等を記述的に表示するものであり、本願文字部分のうちの「i」は、アルファベット一文字で識別力がないから、それらをつなげた本願文字部分についても識別力がなく、「iデンタルクリニック」（アイデンタルクリニック、I DENTAL CLINIC）と称される歯科医院及びこれに類する歯科医院は、国内に数多く存在する旨主張する。

たしかに、「i デンタルクリニック」は、歯科医院を意味する「デンタルクリニック」にアルファベット1字の「i」を結合させたにすぎないものであり、それ自体として、高い識別力を発揮しているとはいえないと解される。しかし、「アイデンタルクリニック」の称呼を生ずる歯科医院の使用例（甲9の2〔特に、番号21、22、32、34、36、37、43～46、51、61、62、64、69～71、74、80〕、乙20～22）を踏まえても、「i（アイ）デンタルクリニック」が出所識別機能を有しないといえるほど一般的でありふれたものとまではいえず、少なくとも、本願商標の要部認定という観点から、本願文字部分を要部と認定するに妨げはないというべきである。

原告は、このほかにも、本件図形部分が出所識別標識としての称呼、観念を生じない旨の本件審決の判断に種々反論を加えているが、上記説示したところに照らして、採用できない。

(3) 引用商標について

ア 引用商標1

引用商標1は、灰色と水色の2本の帯状の曲線図形を組み合わせてなり、欧文字の「I」の筆記体をモチーフにしたとみられる図形である引用1図形部分の右側の上段に、「アイデンタルクリニック」の片仮名を、「アイ」の文字は水色で、それ以外の文字は灰色で表した引用1上段文字部分を横書きし、その下段に、上段の文字に比しておよそ4分の1以下の大ききで「Wonderful Smile For Everyone」の灰色の欧文字の引用1下段文字部分を横書きしてなるもので、図形と文字を組み合わせた結合商標であり、各部分は、相互に重なり合うこともなく間隔を空けて配置されており、かつ、図形と文字の違い、文字種や大ききの違いがあることから、視覚上分離、独立して観察し得るものである。

引用1図形部分は、「I」の欧文字の筆記体に由来すると認められるが、

当該商標に接する需要者が取引上自然に認識又は想起するような特定の称呼及び観念が生じることは認められない。むしろ、引用 1 上段文字部分との位置関係及び配色も含めて総合観察すれば、「アイデンタルクリニック」の「アイ」を筆記体アルファベット文字で表記することで、引用 1 上段文字部分（その冒頭の「アイ」）を強調するものと理解される。

引用 1 上段文字部分中、「アイ」の文字は、英語のアルファベットの第 9 字「i」の意味を有する語（乙 9）、あるいは日本語の「愛」の読み仮名を表すことがあり得るなど、多義的なものであり、また、「デンタルクリニック」の文字は、上述のとおり「歯科医院」の意味を有する。そうすると、「アイデンタルクリニック」からなる引用 1 上段文字部分は、歯科医院の名称を連想させるものの、引用 1 上段文字部分全体として一般の辞書等に掲載されているものではなく、具体的な意味合いを認識させるものではない。また、「デンタルクリニック」の文字を含む引用 1 上段文字部分は、本願文字部分と同様、取引者・需要者において、他のサービスと区別する目印として着目する度合いが高く、当該文字（語句）より生ずる称呼によって、取引に当たるのが自然であるといえる。

引用 1 下段文字部分は、構成文字も引用 1 上段文字部分に比べ小さい上、「みんなのための素晴らしい笑顔」程のキャッチフレーズのような意味合いを認識させるものであって（乙 10～13）、商品若しくは役務の宣伝広告又は企業理念・経営方針等の意味を有するにとどまり、出所識別機能を有するとはいえない。

以上に認定したところに鑑みれば、引用 1 図形部分及び引用 1 下段文字部分からは出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められ、また、引用 1 図形部分、引用 1 上段文字部分と引用 1 下段文字部分は視覚上分離、独立して観察し得るものであり、商標全体としての構成上の一体性が希薄で、取引者、需要者がこれを分離して理解・把握し、引用 1 上段文字部分か

ら生ずる称呼によって取引に当たる結果、引用 1 上段文字部分が独立した出所識別標識としての機能を果たすということもできるから、引用 1 上段文字部分が引用商標 1 の要部に当たるといふべきである。

イ 引用商標 2

引用商標 2 は、引用 1 図形部分と同様の引用 2 図形部分の右側の上段に、「I DENTAL CLINIC」の欧文字を、「I」の文字は水色で、それ以外の文字は灰色で表した引用 2 上段文字部分を横書きし、その下段に、上段の文字に比しておよそ 4 分の 1 以下の大きさで引用 1 下段文字部分と同様の引用 2 下段文字部分を横書きしてなるもので、図形と文字を組み合わせた結合商標であり、引用商標 1 と同様の理由により、視覚上分離、独立して観察し得るものである。

引用 2 図形部分から特定の称呼及び観念が生じることが認められないことは、引用 1 図形部分と同様であり、引用 2 上段文字部分との位置関係及び配色も含めて総合観察すれば、「I DENTAL CLINIC」の「I」を筆記体文字で表記することで、引用 2 上段文字部分（その冒頭の「I」）を強調するものと理解される。

引用 2 上段文字部分の構成中「I」の文字は、英語のアルファベットの第 9 字「I」を表すものであり（乙 6）、また、「DENTAL CLINIC」の文字部分は、我が国における英語の普及度合及び引用商標 2 の指定役務との関係から、「歯科医院」の意味を有する外来語「デンタルクリニック」を欧文字で表記したものであると容易に理解されるものである（乙 7、14、15）。そうすると、「I DENTAL CLINIC」からなる引用 2 上段文字部分は、歯科医院の名称を連想させるものの、引用 2 上段文字部分全体として一般の辞書等に掲載されているものではなく、具体的な意味合いを認識させるものであるとはいえない。また、「DENTAL CLINIC」の文字を含む引用 2 上段文字部分は、本願文字部分、引用 1

上段文字部分と同様、取引者・需要者において、他のサービスと区別する目印として着目する度合いが高く、当該文字（語句）より生ずる称呼によって、取引に当たるのが自然であるといえる。

引用 2 下段文字部分が自他識別機能を有するとはいえないことは引用 1 下段文字部分と同様である。

以上に認定したところに鑑みれば、引用 2 図形部分及び引用 2 下段文字部分からは出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められ、また、引用 2 図形部分、引用 2 上段文字部分と引用 2 下段文字部分は視覚上分離、独立して観察し得るものであり、商標全体としての構成上の一体性が希薄で、取引者、需要者がこれを分離して理解・把握し、引用 2 上段文字部分から生ずる称呼によって取引に当たる結果、引用 2 上段文字部分が独立した出所識別標識としての機能を果たすということもできるから、引用 2 上段文字部分が引用商標 2 の要部に当たるといふべきである。

ウ 原告は、①引用商標は、分離観察が取引上不自然な程一体不可分に結合している、②引用 1 図形部分及び引用 2 図形部分は、形状、大きさ等において取引者・需要者に強い印象を与える旨主張するが、上記①は、引用 1 下段文字部分及び引用 2 下段文字部分が目立たない小さな文字でキャッチフレーズというべき内容を表示していることを殊更に看過するものといわざるを得ず、採用できない。また、上記②につき、引用 1 図形部分及び引用 2 図形部分は、引用 1 上段文字部分及び引用 2 上段文字部分の冒頭の「アイ」、「I」を強調したものと理解できるものであるから、引用 1 図形部分及び引用 2 図形部分が取引者・需要者に強い印象を与えるとしても、上記ア、イの判断を左右しない。

このほか、原告は、引用商標の出願経過等に基づく主張もするが、本件の判断に影響を及ぼすものとはいえない。

(4) 本願商標と引用商標の類否

ア 本願商標と引用商標 1 について

本願商標の要部である本願文字部分と引用商標 1 の要部である引用 1 上段文字部分とは、「アイデンタルクリニック」の片仮名を共通にし、外観上近似した印象を与える相紛らわしいものであるといえる。

次に、称呼においては、いずれも「アイデンタルクリニック」の称呼を生じ、両者は、称呼上同一である。

観念においては、いずれも特定の観念を生じるものではないから、両者は、観念上、比較することができない。

以上によれば、本願文字部分と引用 1 上段文字部分とは、観念において比較することができないものの、外観において相紛らわしく、称呼を同一とするものであるといえることから、その外観、称呼及び観念等によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、本願商標と引用商標 1 は、役務の出所について誤認混同を生ずるおそれのある類似の商標というべきである。

イ 本願商標と引用商標 2 について

本願商標の要部である本願文字部分と引用商標 2 の要部である引用 2 上段文字部分とは、その外観においては、語頭の小文字「i」と大文字「I」の違い及び片仮名と欧文字という違いはあるが、我が国における英語や、歯科医院を示す「デンタルクリニック」「DENTAL CLINIC」の概念の普及に鑑みれば、その違いが、取引者、需要者に対し、出所識別標識としての外観上の顕著な差異として強い印象を与えるとまではいえない。

次に、称呼においては、いずれも「アイデンタルクリニック」の称呼を生じ、両者は、称呼上同一である。

観念においては、いずれも特定の観念を生じるものではないから、両者は、観念上、比較することができない。

以上によれば、本願文字部分と引用 2 上段文字部分とは、観念において

比較することができないものの、外観において相紛らわしく、称呼を同一とするものであるといえることから、その外観、称呼及び觀念等によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、本願商標と引用商標 2 は、役務の出所について誤認混同を生ずるおそれのある類似の商標というべきである。

(5) 本願商標の指定役務と引用商標の指定役務の類否

本願商標の指定役務と、引用商標の指定役務とは、同一又は類似の役務を含む。

(6) まとめ

以上のとおりであって、本願商標が商標法 4 条 1 項 1 1 号に該当するとした本件審決の判断に誤りはない。

2 結論

以上によれば、原告主張の取消事由は理由がなく、本件審決にこれを取り消すべき違法は認められない。したがって、原告の請求を棄却することとして、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第 4 部

裁判長裁判官

宮 坂 昌 利

裁判官

本 吉 弘 行

裁判官

岩 井 直 幸

別紙1 本願商標



アイ
i デンタルクリニック

別紙 2

第 4 4 類「歯科医業，矯正歯科医業，審美歯科医業，美容歯科医業，インプラント治療を含む歯科医業，歯科医業（矯正・審美・美容歯科医業・インプラント治療を含む歯科医業を含む）に関する助言・指導及び情報の提供並びにコンサルティング，歯科検診，歯科健康診断，健康診断，歯科医療相談，栄養の指導，医療情報の提供，予防歯科医療，無痛歯科治療，訪問歯科診療，歯・歯茎等の口腔内の健康増進の指導，歯科医療補助，医療補助，歯科衛生士による歯科医療補助，歯のクリーニング，歯のホワイトニング，歯科医療に関する相談及び診断，インターネットを利用した歯科医療に関する相談及び診断，入れ歯に関する相談，入れ歯に関する情報の提供，通信回線を利用した歯科医院の予約の媒介又は取次ぎ，インターネットを利用した歯科医業に関する助言・指導及び情報の提供並びにコンサルティング，調剤に関する助言・指導及び情報の提供並びにコンサルティング，歯の健康管理に関する助言・指導及び情報の提供並びにコンサルティング，健康管理に関する助言・指導及び情報の提供並びにコンサルティング，歯科医療用機械器具の貸与，歯科技工用機械器具の貸与，医療用機械器具の貸与」

別紙 3

引用商標 1

登録第 5 4 9 0 0 3 9 号商標

出願日 平成 2 3 年 7 月 2 4 日

登録日 平成 2 4 年 4 月 2 7 日

指定役務 第 4 4 類「歯科医業，医療情報の提供，健康診断，調剤，医療用機械器具の貸与，栄養の指導，医業」

登録商標の構成



引用商標 2

登録第 5 4 9 0 0 4 0 号商標

出願日 平成 2 3 年 7 月 2 4 日

登録日 平成 2 4 年 4 月 2 7 日

指定商品 第 4 4 類「歯科医業，医療情報の提供，健康診断，調剤，医療用機械器具の貸与，栄養の指導，医業」

登録商標の構成



I DENTAL CLINIC

Wonderful Smile For Everyone